

# 試験における不正行為について

人間科学学院、および、スポーツ科学学院における定期試験、教場試験および他学部聴講科目の試験等における不正行為については、内規によって以下のように定められている。

## 1. 不正行為の種類

- (1) 他人の身代わりとなって受験したり、他人を自己の身代わりとして受験させたりすること。
- (2) 他人と答案用紙を交換すること。
- (3) 不正使用を目的として作成した文書等を試験場で使用すること。
- (4) 他人の答案を筆写したり、筆写させたりすること。
- (5) 机等に施した不正の書き込みを参照すること。
- (6) 他人との間で資料の貸与または借用を行うこと。
- (7) 私語・動作等によって不正な連絡を行うこと。
- (8) 携帯電話などの情報端末を身の回りに置くこと。
- (9) 教科書・参考書・辞書・ノートを参照すること。(持込可の場合を除く)
- (10) 電卓、電子手帳、計算・辞書機能など時刻表示以外の機能の付いた時計を身の回りに置くこと。(持込可の場合を除く)
- (11) 問題用紙、および答案用紙を持ち帰ること。
- (12) 他上記に類する行為 ((1) (2) (3) の未遂を含む)。

## 2. 処分の種類

原則として3ヶ月以上の停学とする。(停学3ヶ月、無期停学)

※停学となった場合、当該年度学内奨学金の全額返還・停学期間中の日本学生支援機構奨学金の支給停止措置がとられます。

## 3. 成績評価

停学3ヶ月の場合、所定学期(※)の半期開講科目は全て不合格とする。無期停学の場合は、停学期間の長さに応じて成績無効措置を翌学期以降にも適用する。

※春学期の試験における不正行為→春学期科目無効

秋学期の試験における不正行為→秋学期科目無効

以上